

# 東広島市の学校給食費

## 「Q & A」

～保護者のみなさまへ～

令和7年1月 作成



東広島市教育委員会事務局 学事課

電話番号：082-420-0975 FAX番号：082-420-0969

## < 目 次 >



### 学校給食費の支払いに係る制度の全般について

#### 【1 学校給食費について】

Q1-1 学校給食費の額は、どのように決めているのですか？

Q1-2 食物アレルギー等により減額申請している場合の月額（定額）はいくらになりますか？

Q1-3 学校給食費をいくら払うのか、お知らせはありますか？

#### 【2 学校給食費の調整について】

Q2-1 学校給食費の調整とは何ですか？

Q2-2 なぜ、学校給食費の調整が必要なのですか？

Q2-3 学校で給食を食べない日があった場合、その日すべての学校給食費を支払わなくてもよいのですか？

Q2-4 どのような場合に、学校給食費を調整してもらえますか？

#### 【3 学校諸費について】

Q3-1 学校諸費とは何ですか？

Q3-2 学校諸費も市に支払うのですか？

#### 【4 学校給食費の支払いについて】

Q4-1 学校給食費の支払いは、どのような方法で行いますか？

Q4-2 口座振替にした場合、振替手数料はかかりますか？

Q4-3 残高不足により、口座振替ができなかったらどうなるのですか？

Q4-4 納付書の納期限が過ぎてしまいました。その納付書はまだ使えますか？

Q4-5 納付書で支払いが可能な金融機関はどこですか？

【5 口座振替に使用する口座について】

Q5-1 登録する口座は、保護者以外の名義の口座でもよいですか？

Q5-2 学校諸費の引落口座と違う口座を登録してもよいですか？

Q5-3 学校諸費の引落口座と同じ口座を登録してもよいですか？

Q5-4 きょうだい全員が同じ口座を利用してもよいですか？

Q5-5 一度登録した口座を変更したいのですが、どうしたらよいですか？

【6 就学援助を受けている場合の学校給食の支払いについて】

Q6-1 就学援助とは何ですか？

Q6-2 就学援助に認定された場合、学校給食費の支払いはどのようになりますか？

Q6-3 就学援助の申請中で、認定になるまでの間に支払った学校給食費はどうなりますか？

【7 生活保護費受給世帯の学校給食費の支払いについて】

Q7-1 生活保護費を受給していますが、学校給食費の支払いはどうなりますか？

Q7-2 生活保護を受ける前の学校給食費はどのようになりますか？

【8 学校給食費滞納への対応について】

Q8-1 学校給食費を滞納している家庭には、どのような取組をしていますか？

Q8-2 児童手当からの徴収とは、どのようなことですか？

Q8-3 それでも学校給食費を滞納している場合は、どのようになりますか？

**手続きに関わること**

【9 書類①「東広島市学校給食申込書」の提出について】

Q9-1 書類①の「給食開始年月日」は、いつの日付を記入するとよいですか？

Q9-2 書類①の「児童手当に係る学校給食の徴収等に関する申出書」に記入する「児童手当受給者」は、現在の受給者氏名を記入してもよいですか？

Q9-3 児童手当を受給していない場合も同意書への記入が必要ですか？

Q9-4 書類①は毎年提出しなければいけませんか？

【10 書類②「東広島市学校給食費口座振替依頼書兼自動払込利用申込書」の提出について】

Q10-1 口座振替依頼書を提出したら、すぐに口座振替できますか？

Q10-2 次年度入学予定者の場合、「振替開始年月」は、何月と書けばいいですか？

【11 書類③「東広島市食物アレルギー等による学校給食費減額申請書」の提出について】

Q11-1 食物アレルギー等による学校給食費の減額は、どのような場合に適用されますか？

Q11-2 停止していた飲用牛乳（または主食）の提供を再開する場合、どのような手続きが必要ですか？

【12 書類④「東広島市学校給食（変更・停止・再開）届」の提出について】

Q12-1 書類④「東広島市学校給食（変更・停止・再開）届」は、どのようなときに提出するのですか？

Q12-2 書類④「東広島市学校給食（変更・停止・再開）届」を提出するときに気を付けることはありますか？

Q12-3 学校を長期欠席するため、書類④「東広島市学校給食（変更・停止・再開）届」を提出していましたが、予定より早く学校へ登校できそうです。どうすればいいですか？

Q12-4 書類④「学校給食（変更・停止・再開）届」は、どこに提出するのですか？

【13 その他の手続きについて】

Q13-1 来年度、東広島市の小学校へ入学する予定です。学校給食費に係る必要な手続きはありますか？

- Q13-2 現在、子どもが小学生ですが、中学生になるときに改めて手続きが必要となりますか？
- Q13-3 現在、子どもが小学校に通っていますが、中学校は県立・私立等（市立以外）の中学校を受験する予定です。何か手続きが必要ですか？
- Q13-4 令和7年4月に東広島市立以外の小・中学校から東広島市立の小・中学校に転校する予定です。事前に必要な手続きはありますか？
- Q13-5 書類を書き間違えた場合は、どうすればいいですか？
- Q13-6 納入義務者や住所等が変わった場合、何か手続きが必要ですか？
- Q13-7 引落口座を変更したい場合、どのような手続きが必要ですか？
- Q13-8 書類①「東広島市学校給食申込書」の保護者等（納入義務者）と児童手当受給者は違う者の氏名を記入してもよいでしょうか？



## 学校給食費の支払いに係る制度の全般について

### 【1 学校給食費について】

#### Q1-1 学校給食費の額は、どのように決めているのですか？

A1-1 年度始めに、各学校において、年間行事予定をもとに1年間の学校給食の予定回数を決めます。1食当たりの単価に決めた予定回数に乗じてその年の1年間の学校給食費を計算します。1食当たりの単価と第1期(5月末日)～第9期(2月末日)までのお支払いいただく金額(定額)は、規則で次のように決められています。第10期(3月末日)は、第9期(2月末日)までにお支払いいただいた金額を調整した金額をお支払いいただきます。

学校区分	<単価>	<月額> 定額
小学校	245円	4,500円
中学校	280円	5,400円

#### <支払いの例> ※実際の実施回数は、各学校で異なります。

##### ◆小学生 年間喫食回数→196回の場合

	第1期(5月)～第9期(2月)	第10期(3月)	年間納付額
学校給食費	4,500円×9期=40,500円	7,520円	245円×196回 =48,020円

※4月末と8月末は、請求はありません。

$$\begin{aligned} &〔1食当たりの単価〕 \times 〔年間喫食回数〕 = 〔年間納付額〕 \\ &245円 \quad \times \quad 196回 \quad = \quad 48,020円 \\ &〔年間納付額〕 - 〔第1期～第9期までの支払い金額〕 = 〔第10期の納付額〕 \\ &48,020円 \quad - \quad (4,500円 \times 9期) \quad = \quad 7,520円 \end{aligned}$$

##### ◆中学生 年間喫食回数→200回の場合

	第1期(5月)～第9期(2月)	第10期(3月)	年間納付額
学校給食費	5,400円×9期=48,600円	7,400円	280円×200回 =56,000円

※4月末と8月末は、請求はありません。

$$\begin{aligned} &〔1食当たりの単価〕 \times 〔年間喫食回数〕 = 〔年間納付額〕 \\ &280円 \quad \times \quad 200回 \quad = \quad 56,000円 \\ &〔年間納付額〕 - 〔第1期～第9期までの支払い金額〕 = 〔第10期の納付額〕 \\ &56,000円 \quad - \quad (5,400円 \times 9期) \quad = \quad 7,400円 \end{aligned}$$

Q1-2 食物アレルギー等により減額申請をしている場合の月額（定額）はいくらになりますか？

A1-2 食物アレルギー等により減額申請をしている方については、完全給食の場合の月額（定額）から減額対象（飲用牛乳、主食（米飯・パン））の金額を除いて算出した月額（定額）となります。

なお、パンのみの減額については、月額は定額のままで、第10期において調整した金額をお支払いいただきます。

**飲用牛乳除去**

〔牛乳単価〕小・中学校：68円

〔牛乳除去の<第1期～第9期>定額〕

小学校：245円－68円＝177円 ⇒ （定額）3,400円

中学校：280円－68円＝212円 ⇒ （定額）4,200円

**飲用牛乳＋パン除去**

〔主食単価〕小学校：66円、中学校：73円

〔牛乳＋パン除去の<第1期～第9期>定額〕

小学校：（定額）3,200円

中学校：（定額）4,000円

**飲用牛乳のみ喫食**

〔飲用牛乳のみの<第1期～第9期>定額〕

小・中学校：（定額）1,000円

※牛乳・主食それぞれの単価は、年度によって異なる場合があります。

Q1-3 学校給食費をいくら払うのか、お知らせはありますか？

A1-3 毎年5月中旬に第1期から第10期までの学校給食費の決定に係る通知を送付する予定です。また、調整後の第10期（3月末日）の引き落とし金額についても、3月中旬に送付する予定です。

<p>■「東広島市学校給食費納付額決定通知書」</p>	<p>学校給食の申込みをいただいた保護者様宛に、当該年度の給食費や納付期限について記載した通知書（ハガキ）を送付します。</p> <p>なお、年度当初から喫食する場合は、5月中旬に第1期から第10期までの学校給食費を本通知にてお知らせします。</p>
<p>■「東広島市学校給食費納付額変更通知書」</p>	<p>給食回数が年度当初の予定給食回数と異なった場合に、支払額の変更内容を示した通知書（ハガキ）を送付します。第10期の支払額は、3月中旬に当該通知書でお知らせします。</p>

## 学校給食費の支払いに係る制度の全般について

### 【2 学校給食費の調整について】

#### Q2-1 学校給食費の調整とは何ですか？

A2-1 学校給食費の調整とは、第10期（3月末日）に、第9期（2月末日）までにお支払いいただいた学校給食費と、1年間の給食実食数に対する学校給食費を比較して、実食数に対する学校給食費が多かった場合は、精算すべき金額をお支払いいただき、少なかった場合は過納分の学校給食費をお返しすることです。

年度途中で市外の学校に転出する場合も、転出日までにお支払いいただいた学校給食費と実食数に対する学校給食費を比較して、請求金額の調整を行います。

#### Q2-2 なぜ、学校給食費の調整が必要なのですか？

A2-2 1年間の学校給食実施予定回数は、年度始めに立てた年間行事予定をもとに設定した実施回数です。

しかし、実際には、感染症防止対策、気象警報発令等による臨時休業や学年・学級閉鎖、行事日程の変更等により、学校給食実施回数が変更されることがあるため、第10期において学校給食費の調整をさせていただきます。

#### Q2-3 学校で給食を食べない日があった場合、その日すべての学校給食費を支払わなくてもよいのですか？

A2-3 急な発熱やけがなどで学校を休む場合は、調整（減額）の対象になりません。これは、給食に使う食材の発注が間に合わないためです。また、連続して学校を休む日が4日以下（学校休業日を除く。）の場合も調整の対象になりません。ご理解をお願いします。

#### Q2-4 どのような場合に、学校給食費を調整してもらえますか？

A2-4 学校給食費の調整については、次のとおりです。

調整の対象	調整の条件
病気などで連続して5日以上（学校休業日を除く。）欠席する旨を、学校給食の停止を希望する日の5日前（土日祝を除く。）までに届け出た場合	学校給食の停止・変更する旨を届け出た日から起算して5日後（土日祝を除く。）の学校給食費から調整する。 ※「東広島市学校給食（変更・停止・再開）届」の提出が必要
食物アレルギーなどが原因で、給食内容を変更する場合	
年度途中で、東広島市以外の学校に転出する場合	
感染防止対策、気象警報発令などにより学校が臨時休業、学年・学級閉鎖となった場合	学校給食の停止を臨時休業、学年・学級閉鎖をする前日の午前中に決定した場合に調整する。
災害等により学校給食の提供ができなかった場合	学校給食を提供できない期間全体を減額する。

## 学校給食費の支払いに係る制度の全般について

### 【3 学校諸費について】

#### Q3-1 学校諸費とは何ですか？

A3-1 学用品費、学級費、クラブ費、PTA 会費、修学旅行等の積立金、校外活動費など、学校に直接お支払いいただく費用のことです。

#### Q3-2 学校諸費も市に支払うのですか？

A3-2 学校諸費は市ではなく、学校で集金を行います。学校諸費は、学校ごとに集める時期、金額等などが異なるため、学校からのお知らせに基づいて、学校から請求されます。

## 学校給食費の支払いに係る制度の全般について

### 【4 学校給食費の支払いについて】

#### Q4-1 学校給食費の支払いは、どのような方法で行いますか？

A4-1 原則として、保護者の方の金融機関口座から口座振替によりお支払いいただきます。やむを得ず、口座振替によるお支払いができない場合は、納付書を送付しますので、納付書を利用して市内12の金融機関窓口か納付書裏面に記載されているコンビニエンスストアでお支払いください。

#### <口座振替可能な金融機関>

広島銀行 もみじ銀行 山口銀行 広島信用金庫  
呉信用金庫 しまなみ信用金庫 中国労働金庫  
広島市信用組合 広島県信用組合 ひろしま農協  
広島県信用漁業協同組合連合会 ゆうちょ銀行

#### Q4-2 口座振替にした場合、振替手数料はかかりますか？

A4-2 口座振替手数料は、市が負担します。

#### Q4-3 残高不足により、口座振替ができなかったらどうなるのですか？

A4-3 再振替はありません。市から納付書を送付しますので、市内12の金融機関窓口か納付書裏面に記載のコンビニエンスストアで、納付書に記載の納付期限までにお支払いください。

#### Q4-4 納付書の納付期限が過ぎてしまいました。その納付書はまだ使えますか？

A4-4 使えますので、速やかにお支払いください。

#### Q4-5 納付書で支払いが可能な金融機関はどこですか？

A4-5 口座引き落としが利用可能な金融機関と同様に、市内12の金融機関と納付書裏面に記載のコンビニエンスストアで納付書支払いができます。

## 学校給食費の支払いに係る制度の全般について

### 【5 口座振替に使用する口座について】

Q5-1 登録する口座は、保護者以外の名義の口座でもよいですか？

A5-1 よいです。この場合は、書類②「東広島市学校給食費口座振替依頼書兼自動払込利用申込書」の「納入義務者（保護者）」の欄に保護者の名前を記入し、「口座名義人」の欄には口座名義人の名前を記入してください。

Q5-2 学校諸費<sup>※1</sup>の引落口座と違う口座を登録してもよいですか？

A5-2 よいです。その場合、学校諸費と学校給食費のそれぞれの引落口座、引落日、納付期限、納付額をよくご確認ください。

※1) 関連：Q4-1 学校諸費とは何ですか？

Q5-3 学校諸費の引落口座と同じ口座を登録してもよいですか？

A5-3 よいです。ただし、残高不足<sup>※2</sup>にならないようご注意ください。

※2) 関連：Q5-3 残高不足により、口座振替ができなかったらどうなるのですか？

Q5-4 きょうだい全員が同じ口座を利用してもよいですか？

A5-4 よいです。振替日（引落日）は、小学校・中学校ともに同じ日ですので、残高不足にならないようご注意ください。

Q5-5 一度登録した口座を変更したいのですが、どうしたらよいですか？

A5-5 書類②「東広島市学校給食費口座振替依頼書兼自動払込利用申込書」を変更したい金融機関の窓口へ直接お持ちいただき、口座振替の手続きをしてください。

なお、変更前の銀行口座については、口座振替の停止届等の手続きは必要ありません。ただし、口座変更の手続きが完了するまでに時間を要するため、変更前の口座の残高不足や閉鎖等を理由に口座振替できなかった場合、納付書により市内12の金融機関窓口または納付書裏面に記載のコンビニエンスストアでお支払いいただくことがありますので、ご注意ください。

## 学校給食費の支払いに係る制度の全般について

### 【6 就学援助を受けている場合の学校給食の支払いについて】

#### Q6-1 就学援助とは何ですか？

A6-1 東広島市の小・中学校に通学されているお子さまの保護者等に対し、経済的な理由で就学に援助が必要な場合、その費用の一部を審査のうえ助成する制度です。詳しくは、東広島市教育委員会事務局学事課学務職員係（直通 082-420-0975）までお問い合わせください。

#### Q6-2 就学援助に認定された場合、学校給食費の支払いはどのようになりますか？

A6-2 就学援助の認定を受けている世帯の児童・生徒の学校給食費については、就学援助費から自動的に市に納付されますので、保護者が学校給食費を納付する必要はありません。

ただし、就学援助の申請中で、まだ認定されていない場合は、認定されるまでの間の学校給食費を保護者が納付する必要があります。また、就学援助の認定を受けている世帯が不認定になった場合も、保護者が学校給食費を納付する必要があります。

#### Q6-3 就学援助の申請中で、認定になるまでの間に支払った学校給食費はどうなりますか？

A6-3 就学援助の支給開始月以後の学校給食費は納付する必要はないため、すでに口座から引き落とされた学校給食費がある場合は、支給開始月以後の学校給食費を返還します。

## 学校給食費の支払いに係る制度の全般について

【7 生活保護費受給世帯の学校給食費の支払いについて】

Q7-1 生活保護費を受給していますが、学校給食費の支払いはどうなりますか？

A7-1 生活保護費は、保護者の同意があれば、学校給食費分の生活保護費を学校長に支払うことが可能です。これを「代理納付」と言い、生活保護費を保護者の代わりに受け取った学校長が学校給食費を支払うこととなります。対象の方は、「委任承諾兼口座振込依頼書」の提出が必要です。

なお、代理納付を選択しない場合は、保護者が学校給食費を支払うこととなります。手続きや提出書類など、生活保護の詳しいことについては、東広島市健康福祉部生活福祉課（直通 082-420-0405）へお尋ねください。

Q7-2 生活保護を受ける前の学校給食費はどのようになりますか？

A7-2 生活保護を受ける前の学校給食費については、保護者の負担となります。また、受給していた生活保護が停止・廃止となった場合も、保護者の負担となります。

## 学校給食費の支払いに係る制度の全般について

### 【8 学校給食費滞納への対応について】

Q8-1 学校給食費を滞納している家庭には、どのような取組みをしていますか？

A8-1 納期限までにお支払いが確認できない場合は、督促状や催告書をお送りし、自主的に納付していただくようお願いしています。自主的な納付が難しい場合は、児童手当から徴収させていただくことがあります。

東広島市では、学校給食申込書に、滞納時の児童手当からの徴収についての「同意書」を記載しており、学校給食の申込みとあわせて記入していただくこととしています。

Q8-2 児童手当からの徴収とは、どのようなことですか？

A8-2 学校給食費の滞納がある場合、保護者の同意に基づき、滞納している学校給食費分の金額を児童手当から徴収することです。

Q8-3 それでも学校給食費を滞納している場合は、どのようになりますか？

A8-3 学校給食費を滞納し、督促状や催告書の送達を受けてもなお、納付されない場合や、児童手当からの徴収にも同意がいただけない場合は、裁判所における法的手続きを検討します。この場合において、東広島市の請求が認められたときは、財産の差押等を行う場合があります。

## 手続きに関わること

【9 書類①「東広島市学校給食申込書」の提出について】

Q9-1 来年度入学予定の場合、書類①の「給食開始年月日」は、いつの日付を記入するとよいですか？

A9-1 来年度入学予定者で4月の給食開始日から喫食する場合、学校から示された給食開始予定日もしくは「**4月1日**」と記入してください。

また、年度途中の転入等により新たに給食を申し込む場合は、実際の喫食開始日を記入してください。

Q9-2 書類①の「児童手当に係る学校給食の徴収等に関する申出書」に記入する「児童手当受給者」は、現在の受給者氏名を記入すればよいのですか？

A9-2 児童手当受給者の氏名は、現在の受給者の方を記入してください。

Q9-3 児童手当を受給していない場合も、同意書への記入が必要ですか？

A9-3 児童手当を受給していない場合は、同意書への記入は必要ありません。

Q9-4 書類①は、毎年提出しなければいけませんか？

A9-4 書類①は、東広島市立小学校に入学してから中学校を卒業するまで継続されます。ただし、令和6年度の御園宇幼稚園年長の園児については、入学時の書類①の提出は不要です。

## 手続きに関わること

【10 書類②「東広島市学校給食費口座振替依頼書兼自動払込利用申込書」の提出について】

Q10-1 口座振替依頼書を提出したら、すぐに口座振替できますか？

A10-1 金融機関にもよりますが、金融機関での登録に、長い場合で1か月半ほどかかることがあります。それまでは納付書を送付しますので、市内12の金融機関窓口か納付書裏面に記載のコンビニエンスストアで、納付書に記載の納付期限までにお支払いください。

Q10-2 次年度入学予定者の場合、「振替開始年月」は何月と書けばいいですか？

A10-2 振替開始年月は、「〇年4月」と記入してください。【例】「令和7年4月」

## 手続きに関わること

【11 書類③「東広島市食物アレルギー等による学校給食費減額申請書」の提出について】

Q11-1 食物アレルギー等による学校給食費の減額は、どのような場合に適用されますか？

A11-1 次の場合において、学校給食費の減額が適用されます。

- ① 食物アレルギーのある方で、飲用牛乳、主食（米飯・パン）の提供を停止する場合
- ② 乳糖不耐症等、牛乳を飲むと体調を崩すという場合
- ③ 宗教上の理由等で飲用牛乳のみ申し込む場合

※必ず学校と相談のうえ、書類③「東広島市食物アレルギー等による学校給食費減額申請書」とあわせて提出してください。

Q11-2 停止していた飲用牛乳（または主食）の提供を再開する場合、どのような手続きが必要ですか？

A11-2 提供の再開を希望する日の5日前（土日祝を除く。）までに、書類④「東広島市学校給食（変更・停止・再開）届」を学校に提出してください。

なお、提供の再開日については、学校・学校給食センターと相談の上、決定することとなります。

## 手続きに関わること

【12 書類④「東広島市学校給食（変更・停止・再開）届」の提出について】

Q12-1 書類④「東広島市学校給食（変更・停止・再開）届」は、どのようなときに提出するのですか？

A12-1 次のような場合に提出が必要です。

- 1) 書類①の申込内容に「変更」が生じた場合  
※学校名、住所、氏名、納入義務者等の変更
- 2) 学校給食の提供を「停止」する場合  
※市外の学校に転出、入院等により給食提供を停止
- 3) 停止していた学校給食の提供を「再開」する場合  
※すでに申請している停止期間中に、給食提供を再開

Q12-2 書類④「東広島市学校給食（変更・停止・再開）届」を提出するときに気を付けることはありますか？

A12-2 学校給食の内容を変更したり停止したり、停止していた学校給食を再開する日の5日前（土日祝を除く。）までに学校へ申請してください。申請後5日目から、申請内容を学校給食に反映することができます。

Q12-3 学校を長期欠席するため、書類④「東広島市学校給食（変更・停止・再開）届」を提出していましたが、予定より早く学校へ登校できそうです。どうすればいいですか？

A12-3 停止期間が予定より早まる場合は、書類④「東広島市学校給食（変更・停止・再開）届」を提出していただくことになります。ただし、書類④「再開届」を提出された場合においても、学校へ届け出ていただいた日の5日後（土日祝を除く。）から学校給食再開となりますので、それまでに登校することがあれば、お弁当を持参していただくこととなります。

Q12-4 書類④「学校給食（変更・停止・再開）届」は、どこに提出するのですか？

A12-4 書類④は、学校に提出してください。書類④の用紙は、学校または東広島市教育委員会事務局学事課でお渡しすることができます。

## 手続きに関わること

### 【13 その他の手続きについて】

Q13-1 来年度、東広島市の小学校へ入学する予定です。学校給食費に係る必要な手続きはありますか？

A13-1 来年度小学校入学予定者については、各学校で実施される入学説明会において手続きに係る書類を配付することとしています。

書類①「東広島市学校給食申込書」及び書類②「東広島市学校給食費口座振替依頼書兼自動払込利用申請書」は、原則、全員提出が必要です。

なお、食物アレルギー等により、飲用牛乳、主食（米飯・パン）の提供を受けることができない方については、書類③「東広島市食物アレルギー等による学校給食費減額申請書」の提出が必要です。

Q13-2 現在、子どもが小学生ですが、中学生になるときに改めて手続きが必要となりますか？

A13-2 住所、引落口座、給食内容など、小学校からの申込内容に変更がない限り、再度の手続きは必要ありません。

Q13-3 現在、子どもが小学校に通っていますが、中学校は県立・私立等（市立以外）の中学校を受験する予定です。何か手続きが必要ですか？

A13-3 県立・私立等（市立以外）の中学校に通われることが確実に決まった場合は、書類④「東広島市学校給食（変更・停止・再開）届」を学校に提出してください。

Q13-4 令和7年4月に東広島市立以外の小・中学校から東広島市立の小・中学校に転校する予定です。事前に必要な手続きはありますか？

A13-4 4月に転入手続きをする際に、書類①「東広島市学校給食申込書」及び書類②「東広島市学校給食費口座振替依頼書兼自動払込利用申込書」を転入先の学校へ提出してください。手続きに必要な書類一式は、学校をとおしてお渡しします。東広島市教育委員会事務局学事課（電話：082-420-0975）でもお渡しすることができますので、お問い合わせください。

Q13-5 書類を書き間違えた場合は、どうすればいいですか？

A13-5 学校に予備の用紙がありますので、お申し出ください。また、東広島市教育委員会事務局学事課でもお渡しすることができます。

Q13-6 納入義務者や住所等が変わった場合、何か手続きが必要ですか？

A13-6 書類④「東広島市学校給食（変更・停止・再開）届」に変更内容を記入し、学校へ提出してください。

用紙は、学校または東広島市教育委員会事務局学事課でお渡しすることができます。

Q13-7 引落口座を変更したい場合、どのような手続きが必要ですか？

A13-7 書類②「東広島市学校給食費口座振替依頼書兼自動払込利用申込書」を、変更したい金融機関に直接提出してください。その際、書類④「東広島市学校給食（変更・停止・再開）届」の提出は必要ありません。

Q13-8 書類①「東広島市学校給食申込書」の保護者等（納入義務者）と児童手当受給者は違う者の氏名を記入してもよいでしょうか？

A13-8 よいです。保護者等（納入義務者）と児童手当受給者の氏名が違っていても、各自同意いただけるなら、問題ありません。

